

第138回

定時株主総会 招集ご通知

日 時 2018年6月26日(火曜日)午前10時
(受付開始 午前9時)

場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館5階会議室
(裏表紙の会場ご案内図をご参照ください。)

議 案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 監査役の報酬等の額改定の件
第5号議案 取締役等に対する株式報酬等の額および内容決定の件



高砂熱学工業株式会社
Takasago Thermal Engineering Co., Ltd.

証券コード 1969

招集ご通知
▶ P2

株主総会参考書類
▶ P5

事業報告
▶ P20

連結計算書類
▶ P44

計算書類
▶ P48

監査報告書
▶ P52



株主の皆様へ

第138回定時株主総会を6月26日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案および第138期の事業の概要につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

2018年5月

代表取締役会長 社長執行役員 大内 厚

目 次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役9名選任の件	6
第3号議案 監査役3名選任の件	1 3
第4号議案 監査役の報酬等の額改定の件	1 6
第5号議案 取締役等に対する株式報酬等の額および内容決定の件	1 6
(添付書類)	
事業報告	2 0
連結計算書類	4 4
計算書類	4 8
監査報告書	5 2

社 是

人の和と創意で社会に貢献

経営理念

1

最高の品質創りを重点に社業の発展を図り社会に奉仕する

2

全員の創意を発揮し顧客のニーズに対応した
特色ある技術を開発する

3

人材育成と人間尊重を基本として人の和と品性を高揚する

株主各位

証券コード 1969
2018年5月30日

東京都新宿区新宿六丁目27番30号

高砂熱学工業株式会社

代表取締役会長 社長執行役員 大内 厚

第138回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第138回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日のご出席が難しい場合には、郵送またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数をおかけしますが後記の株主総会参考書類をご覧いただき、2018年6月25日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月26日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館5階会議室
（裏表紙の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
 - 報告事項 第138期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、
連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 監査役の報酬等の額改定の件
第5号議案 取締役等に対する株式報酬等の額および内容決定の件

以上

お知らせ

本株主総会招集ご通知および添付書類ならびにその英語訳（一部）は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tte-net.com>）でもご覧いただけます。

本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、本株主総会招集ご通知には当該事項は記載していません。なお、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告の作成に際して、会計監査人および監査役が監査を行った連結計算書類および計算書類の一部であります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

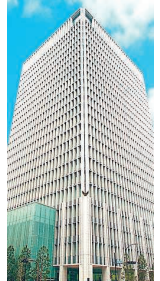
株主総会に当日ご出席いただける方

株主総会開催日時 2018年 **6月26日(火曜日)** 午前10時 (受付開始 午前9時)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。



[株主総会会場]
経団連会館(外観)



株主総会に当日ご出席いただけない方

議決権行使期限 2018年 **6月25日(月曜日)** 午後5時30分

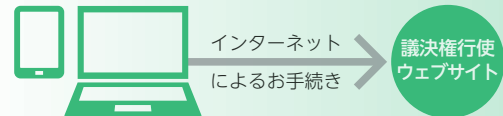
郵 送

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、下記のように切り取ってご投函ください。



インターネット

当社指定の議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufig.jp/>
にて各議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は4ページをご覧ください。



- ご郵送の場合は、期限までに到着するようご返送ください。
- 議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 議決権行使書面により議決権を行使され、かつ、インターネットにおいても議決権を行使され、議決権行使が重複した場合は、インターネットにより議決権行使したものを有効とさせていただきます。
- インターネットによって、複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

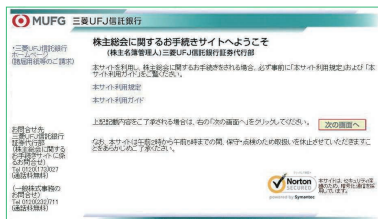
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。）

議決権行使ウェブサイトURL ▶ <https://evote.tr.mufig.jp/>

議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへアクセス

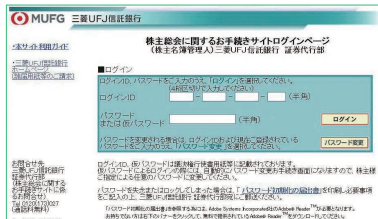


議決権行使ウェブサイトURL

<https://evote.tr.mufig.jp/>

1 「次の画面へ」をクリック

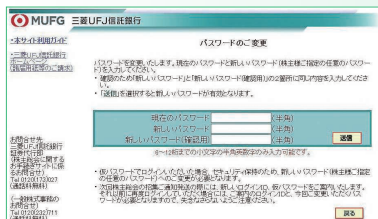
ログインする



2 お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

パスワードを変更する



4 「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード(確認用)」をそれぞれ入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

5 「送信」をクリック

携帯電話やスマートフォンなどの場合、議決権行使書用紙右片に記載のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



【ご注意事項】

- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承ください。
- ・株主総会の招集のつど、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- ・インターネット接続にファイヤーウォール等を使用している場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027

（午前9時～午後9時、通話料無料）

以降は画面の指示に従って
賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、収益性と資本効率性を高めつつ、安定した配当を行うことを基本方針としております。

本基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績が計画値を上回ったこと等を勘案し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。これにより、1株につき、中間配当15円と合わせまして、年間配当は50円となります。

期末配当に関する事項

1

配当財産の種類
金 銭

2

株主に対する配当財産の割当てに関する
事項およびその総額

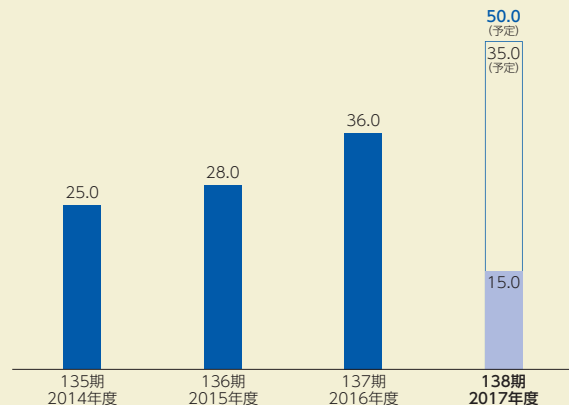
当社普通株式1株につき **金35円**

総額 **2,585,617,055円**

3

剰余金の配当が効力を生じる日
2018年6月27日

(ご参考) **1株当たり年間配当金** (単位：円)



第2号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

なお、候補者の指名にあたりましては、各専門分野における豊富な経験と識見等を有し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すること、また現時点において最適な取締役会の構成および規模となること等を総合的に勘案し、代表取締役会長社長執行役員、代表取締役専務執行役員、および社外取締役3名の計5名をもって構成する指名報酬委員会（以下「指名報酬委員会」といいます。）の審議を経て、取締役会において決定しております。

候補番号	氏 名		地 位	取締役会 出席状況
1	再任	おおうち 厚 大内 厚	代表取締役会長 社長執行役員	12 / 12回 (100.0%)
2	再任	たかはら 長一 高原 長一	代表取締役 専務執行役員	12 / 12回 (100.0%)
3	再任	まつうら 卓也 松浦 卓也	取締役 専務執行役員	12 / 12回 (100.0%)
4	再任	たぶち 潤 田渕 潤	取締役 常務執行役員	12 / 12回 (100.0%)
5	再任	はら 芳幸 原 芳幸	取締役 常務執行役員	12 / 12回 (100.0%)
6	再任	やまわけ 弘史 山分 弘史	取締役 常務執行役員	12 / 12回 (100.0%)
7	再任	まつなが かずお 松永 和夫	社外取締役	11 / 12回 (91.6%)
8	再任	やぶなか みとじ 薮中 三十二	社外取締役	11 / 12回 (91.6%)
9	新任	ふじむら ぎよし 藤村 潔	—	— (—)

- (注) 1. 上記取締役候補者の地位は本総会時のものであります。
2. 出席率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

1 おおうち あつし 大内 厚 (1949年7月29日生)

地位 代表取締役会長 社長執行役員

再任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1975年 4月	当社入社	2015年 1月	当社代表取締役社長社長執行役員 兼エンジニアリング事業本部担当
2006年 4月	当社執行役員	2015年 4月	当社代表取締役社長 社長執行役員
2008年 4月	当社常務執行役員 当社大阪支店長	2016年 4月	当社代表取締役会長 社長執行役員 現在に至る
2008年 6月	当社取締役常務執行役員		
2010年 4月	当社代表取締役社長社長執行役員		

取締役候補者とした理由

大内厚氏は、2010年4月から取締役社長、2016年4月から取締役会長としての職責を担っており、経営に関する最高責任者としてリーダーシップを発揮しております。引き続き、当社事業全般に関する識見を活かすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、および取締役会の機能強化が期待できるものと判断いたしました。



所有する当社株式
101,803株

取締役在任期間
(本総会終結時)

10年

取締役会出席状況

12/12回
(100.0%)

2 たかはら ちょういち 高原 長一 (1954年3月13日生)

地位 代表取締役 専務執行役員

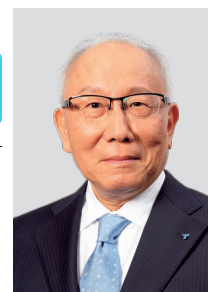
再任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1972年 4月	当社入社	2016年 4月	当社国内事業統括 兼 東日本事業本部長 兼 東日本事業本部東京本店長
2010年 4月	当社執行役員 当社関東支店長	2017年 4月	当社代表取締役専務執行役員 当社国内事業統括本部長 兼 品質・環境・安全担当 現在に至る
2011年 4月	当社東日本事業本部副事業本部長 兼 東日本事業本部購買本部長	2018年 4月	当社国内関係会社担当 兼 開発事業推進部担当 現在に至る
2013年 6月	当社取締役執行役員		
2014年 4月	当社取締役常務執行役員		
2015年 4月	当社東日本事業本部長 兼 東日本事業本部東京本店長		

取締役候補者とした理由

高原長一氏は、当社入社以来、設計・施工等の分野における豊富な経験と技術全般に関する識見を有しており、また本支店長、事業本部長および国内事業統括として、当社の設備工事業をはじめ、一定程度の実績を上げております。引き続き、国内本支店経営、国内事業統括および技術全般に関する識見を活かすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、および取締役会の機能強化が期待できるものと判断いたしました。



所有する当社株式
32,453株

取締役在任期間
(本総会終結時)

5年

取締役会出席状況

12/12回
(100.0%)

3 松浦 卓也

地位 取締役 専務執行役員

(1952年12月8日生)

再任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1976年 4月	当社入社	2012年 6月	当社取締役常務執行役員
2010年 4月	当社執行役員	2016年 4月	当社取締役専務執行役員 現在に至る
2011年 4月	当社営業本部副本部長	2017年 4月	当社営業統括 現在に至る
2012年 4月	当社常務執行役員 当社営業本部長		

取締役候補者とした理由

松浦卓也氏は、当社入社以来、受注活動および営業企画等の分野における豊富な経験と識見を有しており、また本部長として、当社の設備工事業の営業をはじめ、一定程度の実績を上げております。引き続き、営業全般に関する識見を活かすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、および取締役会の機能強化が期待できるものと判断いたしました。

4 田 渕 潤

地位 取締役 常務執行役員

(1953年6月12日生)

再任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年 4月	当社入社	2013年 4月	当社常務執行役員 当社西日本事業本部副事業本部長 兼 西日本事業本部大阪支店長
1999年 4月	当社海外事業部 シンガポール支店長	2015年 4月	当社西日本事業本部長
2004年 10月	当社関東支店長	2015年 6月	当社取締役常務執行役員 現在に至る
2006年 4月	当社執行役員	2017年 4月	当社国際事業統括本部長 兼 海外関係会社担当 現在に至る
2010年 4月	当社九州支店長		

取締役候補者とした理由

田渕潤氏は、当社入社以来、国内外の設計・施工等の分野における豊富な経験と技術全般に関する識見を有しており、また支店長、事業本部長および国際事業統括として、当社の設備工事業をはじめ、一定程度の実績を上げております。引き続き、国内外支店経営、国際事業統括および技術全般に関する識見を活かすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、および取締役会の機能強化が期待できるものと判断いたしました。



所有する当社株式

34,664株

取締役在任期間
(本総会終結時)

6年

取締役会出席状況

12/12回
(100.0%)



所有する当社株式

29,988株

取締役在任期間
(本総会終結時)

3年

取締役会出席状況

12/12回
(100.0%)

5 原 芳幸

はら よしゆき

地位 取締役 常務執行役員

(1957年8月12日生)

再任



略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年 4月	日本生命保険相互会社入社	2015年 6月	当社取締役執行役員 経営管理本部副本部長
2009年 3月	同社首都圏財務部財務部長	2016年 4月	当社取締役常務執行役員 現在に至る 当社経営管理本部 長
2012年 4月	当社入社	2017年 4月	当社コーポレート本部長 兼 経営企画部長 兼 経営戦略担当 兼 コンプライアンス担当 現在に至る
2013年 4月	当社理事経営企画本部副本部長		
2014年 4月	当社執行役員		
2015年 4月	当社執行役員経営管理本部副本部長		

取締役候補者とした理由

原芳幸氏は、金融機関勤務における財務等の豊富な経験と識見を有しており、当社入社以来、経営企画部長として、長期経営構想ならびに単年度および中期経営計画の策定や、コーポレートガバナンス・コードへの対応をはじめ、一定程度の実績を上げております。引き続き、経営企画、財務、および経営管理全般に関する識見を活かすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、および取締役会の機能強化が期待できるものと判断いたしました。

所有する当社株式

19,305 株

取締役在任期間
(本総会終結時)

3年

取締役会出席状況

12/12 回
(100.0%)

6 山分 弘史

やまわけ ひろし

地位 取締役 常務執行役員

(1957年4月16日生)

再任



略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2016年 4月	当社取締役常務執行役員 現在に至る 当社技術本部長 兼 品質・環境・安全担当
2010年 4月	当社産業空調事業本部副事業本部長	2017年 4月	当社事業革新本部長 兼 技術担当 兼 新規事業開発担当 現在に至る
2011年 4月	当社理事エンジニアリング 事業本部産業設備事業部長	2018年 4月	当社環境ソリューション事業推進部担当 現在に至る
2015年 4月	当社執行役員 当社エンジニアリング事業本部 エンジニアリング事業部長		
2015年 6月	当社取締役執行役員		

取締役候補者とした理由

山分弘史氏は、当社入社以来、設計・施工等の分野における豊富な経験と技術全般に関する識見を有しており、また事業部長および本部長等として、当社の産業設備工事およびエンジニアリング事業をはじめ、品質・環境・安全等、一定程度の実績を上げております。引き続き、技術全般に関する識見を活かすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、および取締役会の機能強化が期待できるものと判断いたしました。

所有する当社株式

17,986 株

取締役在任期間
(本総会終結時)

3年

取締役会出席状況

12/12 回
(100.0%)

7 松永 和夫

(1952年2月28日生)

地位 社外取締役

再任

社外

独立

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1974年 4月 通商産業省（現 経済産業省）入省	2011年 8月 経済産業省顧問
2004年 6月 原子力安全・保安院長	2013年 6月 当社社外取締役 現在に至る
2005年 9月 大臣官房総括審議官	
2006年 7月 大臣官房長	(重要な兼職の状況)
2008年 7月 経済産業政策局長	ソニー株式会社社外取締役
2010年 7月 経済産業事務次官	橋本総業ホールディングス株式会社社外取締役
	三菱ふそうトラック・バス株式会社代表取締役会長

社外取締役候補者とした理由

松永和夫氏は、行政分野や経済分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと判断したためであります。また、同氏は社外役員となる以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

また、同氏は、2012年7月から当社社外取締役に選任される2013年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（注）3.のとおりであります。

8 藪中 三十二

(1948年1月23日生)

地位 社外取締役

再任

社外

独立

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1969年 4月 外務省入省	2010年 8月 外務省顧問
2002年 12月 アジア大洋州局長	2014年 6月 当社社外取締役 現在に至る
2005年 1月 外務審議官（経済）	
2007年 1月 外務審議官（政務）	(重要な兼職の状況)
2008年 1月 事務次官	三菱電機株式会社社外取締役
	株式会社小松製作所社外取締役

社外取締役候補者とした理由

藪中三十二氏は、外交分野や行政分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと判断したためであります。また、同氏は社外役員となる以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

また、同氏は、2012年4月から当社社外取締役に選任される2014年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（注）3.のとおりであります。



所有する当社株式

0株

社外取締役在任期間
(本総会終結時)

5年

取締役会出席状況

11/12回
(91.6%)



所有する当社株式

0株

社外取締役在任期間
(本総会終結時)

4年

取締役会出席状況

11/12回
(91.6%)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

9 藤村 潔

(1949年11月3日生)

新任

社外

独立



所有する当社株式

0株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1972年 4月	三菱商事株式会社入社	2009年 4月	同社取締役常務執行役員、 コーポレート担当役員 (CIO)
2002年 2月	三菱商事フィナンシャルサービス 株式会社取締役社長	2010年 4月	同社取締役常務執行役員監査、 内部統制担当役員
2003年 6月	三菱商事株式会社監査役 (常勤)	2012年 6月	同社退任 現在に至る
2007年 6月	同社執行役員、 コーポレート担当役員 (CIO)	(重要な兼職の状況)	
2008年 4月	同社常務執行役員、 コーポレート担当役員 (CIO)	T D K 株式会社社外監査役	

社外取締役候補者とした理由

藤村潔氏は、総合商社の取締役およびCIOとして豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

また、同氏は、三菱商事株式会社の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.09% (小数点第3位以下を切り捨て) と小さいこと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記 (注) 3.のとおりです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 出席率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当社の社外役員に関する独立性基準は次のとおりであります。
- (1) 当社を主要な取引先[※]とする者またはその業務執行者でないこと
- [※] 当社を主要な取引先とする者は、直前事業年度および過去3事業年度（以下「対象事業年度」という。）における当社との取引について、各対象事業年度における取引の総額が、原則として、取引先の売上高の2%以上を占めている企業をいう。
- (2) 当社の主要な取引先[※]またはその業務執行者でないこと
- [※] 当社の主要な取引先とは、直前事業年度および過去3事業年度（以下「対象事業年度」という。）における当社との取引について、各対象事業年度における取引の総額が、原則として、当社の売上高の2%以上を占めている企業をいう。
- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産[※]を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）でないこと
- [※] 多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、原則として、1事業年度について1,000万円以上のものをいう。
- (4) 最近において次の①から④までのいずれかに該当していた者でないこと
- ① (1)(2)または(3)に掲げる者
- ② 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
- ③ 当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- ④ 当社の兄弟会社の業務執行者
- (5) 次の①から⑧までのいずれかに該当する者（重要[※]でない者を除く。）の近親者[※]でないこと
- ① (1)から前(4)に掲げる者
- ② 当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- ③ 当社の子会社の業務執行者
- ④ 当社の子会社の業務執行者でない取締役または会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- ⑤ 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
- ⑥ 当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- ⑦ 当社の兄弟会社の業務執行者
- ⑧ 最近において前③、④または上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
- [※] 「重要な」者とは、(1)または(2)の業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者、(3)の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む。）とする。また、近親者とは、二親等内の親族をいう。
4. 当社は松永和夫氏、数中三十二氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結しております。各氏が取締役役に再任され就任した場合には、当社と各氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
5. 松永和夫氏、数中三十二氏および藤村潔氏の選任議案が承認された場合、松永和夫氏、数中三十二氏は引き続き、また、藤村潔氏は新たに、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。
6. 数中三十二氏が川崎汽船㈱の社外取締役在任期間中であった2014年3月、同社は、自動車等の貨物の運送に関して独占禁止法に違反する行為があったとして公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受け、2014年9月に当該違反行為に関して米国司法省との間で罰金を支払うことを内容とする司法取引に合意するとともに、2015年12月に当該違反行為に関して中国国家発展改革委員会から制裁金の支払いを命じられました。同氏は、事前には当該違反行為を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会において法令遵守の重要性について意見を述べており、また、当該違反行為判明後には、徹底した調査および再発防止の指示等を行っております。また、数中三十二氏が三菱電機㈱の社外取締役在任期間中であった2016年1月、同社は、ガス絶縁開閉装置の欧州での販売に関するEU競争法違反に関して欧州一般裁判所から課徴金の納付を命じられました。本件は、同氏の就任前に発生したものでありますが、就任後は法令遵守の観点から指摘、意見を述べるとともに、再発防止についての提言等を行っております。また、数中三十二氏が三菱電機㈱の社外取締役在任期間中であった2016年2月、同社は、自動車用スターターの一部入札に関して韓国独占禁止法に違反する行為があったとして韓国公正取引委員会からは正措置および課徴金支払命令を受けました。本件は、同氏の就任前に発生したものでありますが、就任後は法令遵守の観点から指摘、意見を述べるとともに、再発防止についての提言等を行っております。
7. 各候補者が所有する当社の株式数には、役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

第3号議案

監査役3名選任の件

監査役伊藤鉄男、瀬山雅博および藤原万喜夫の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、候補者の指名にあたりましては、各専門分野における豊富な経験と識見等を有し、経営の監督とチェック機能を期待できること等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定しております。

1 伊藤 鉄男

地位 社外監査役

(1948年3月15日生)

再任

社外

独立



略歴、地位および重要な兼職の状況

1972年 9月 司法試験合格

1975年 4月 検事任官

2001年 6月 東京地方検察庁特別捜査部長

2007年 7月 東京地方検察庁検事正

2008年 7月 高松高等検察庁検事長

2009年 1月 最高検察庁次長検事

2010年12月 退官

2011年 4月 弁護士登録 現在に至る

2014年 6月 当社社外監査役 現在に至る

(重要な兼職の状況)

ユニゾホールディングス株式会社社外監査役

旭化成株式会社社外監査役

石油資源開発株式会社社外取締役

西村あさひ法律事務所オブカウンセル

所有する当社株式

1,988株

社外監査役在任期間
(本総会終結時)

4年

取締役会出席状況

10 / 12回
(83.3%)

監査役会出席状況

12 / 13回
(92.3%)

社外監査役候補者とした理由

伊藤鉄男氏は、長年にわたる検事および弁護士としての専門的見地から、引き続き、適切な監査を行っていただけるものと判断したためであります。また、同氏は過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

2 瀬山 雅博

(1949年7月18日生)

地位 社外監査役

再任

社外

独立

略歴、地位および重要な兼職の状況

1972年 4月	松下電器産業株式会社 (現 パナソニック株式会社) 入社	2001年 2月	ブラジル松下電器有限会社社長
1995年 9月	パナソニックラテンアメリカ株式 会社出向 営業責任者	2005年 6月	松下電器産業株式会社 (現 パナソニック株式会社) 中南米本部長
1999年 9月	松下電器産業株式会社 (現 パナソニック株式会社) 中南米本部企画部長兼営業部長	2008年 6月	同社常任監査役 (常勤)
		2014年 6月	当社社外監査役 現在に至る

(重要な兼職の状況)

グリー株式会社常勤社外監査役



所有する当社株式

1,988株

社外監査役在任期間
(本総会終結時)

4年

取締役会出席状況

12/12回
(100.0%)

監査役会出席状況

13/13回
(100.0%)

社外監査役候補者とした理由

瀬山雅博氏は、松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）における海外関係会社社長および監査役としての豊富な経験と識見を持ち、引き続き、それらを活かして適切な監査を行っていただけるものと判断いたしました。

3 藤原 万喜夫

(1950年8月14日生)

地位 社外監査役

再任

社外

独立

略歴、地位および重要な兼職の状況

1974年 4月	東京電力株式会社 (現 東京電力ホールディングス 株式会社) 入社	2011年 6月	同社取締役副社長お客さま本部長
2007年 6月	同社常務取締役新事業推進本部長	2011年 6月	同社常任監査役・監査役会会長
2009年 6月	同社常務取締役販売営業本部副本部長	2014年 6月	当社社外監査役 現在に至る
2010年 6月	同社取締役副社長販売営業本部長		



所有する当社株式

0株

社外監査役在任期間
(本総会終結時)

4年

取締役会出席状況

12/12回
(100.0%)

監査役会出席状況

13/13回
(100.0%)

社外監査役候補者とした理由

藤原万喜夫氏は、東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）における取締役および監査役としての豊富な経験と識見を持ち、引き続き、それらを活かして適切な監査を行っていただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊藤鉄男氏、瀬山雅博氏および藤原万喜夫氏は、社外監査役候補者であります。
3. 瀬山雅博氏は松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) の出身であり、また、藤原万喜夫氏は東京電力(株) (現 東京電力ホールディングス(株)) の出身であるところ、当社は、各社との間に工事の受注等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) が0.13% (小数点第3位以下を切り捨て) であり、また、東京電力(株) (現 東京電力ホールディングス(株)) が0.11% (小数点第3位以下を切り捨て) と小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
4. 瀬山雅博氏が松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) の常任監査役であった在任期間中に、同社は、冷蔵庫用コンプレッサー事業に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、2010年9月に米国司法省、同年10月にカナダ競争局との間で、それぞれ罰金を支払うことに合意し、また、2011年12月に欧州委員会から制裁金支払命令を受けました。同氏は、事前には当該違反行為を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立ち、取締役会等を通じて職務を遂行し、法令に反する業務執行がなされることがないように努めておりました。また、当該違反行為判明後には、再発防止に向けた取り組みの内容を確認いたしました。
5. 当社は伊藤鉄男氏、瀬山雅博氏および藤原万喜夫氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結しております。各氏が監査役に再任され就任した場合には、当社と各氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
6. 伊藤鉄男氏、瀬山雅博氏および藤原万喜夫氏の選任議案が承認された場合、3氏は引き続き、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。
7. 各候補者が所有する当社の株式数には、役員持株会名義の実質所有株式数が含まれています。

第4号議案 監査役の報酬等の額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2014年6月27日開催の第134回定時株主総会において、「1事業年度85百万円以内」とご決議いただき今日に至っておりますが、その後の経営環境の変化および監査機能の充実、強化など諸般の事情を考慮いたしまして、監査役の報酬額を「1事業年度120百万円以内」と改定することについてご承認をお願いするものであります。なお、第3号議案「監査役3名選任の件」が原案通り承認可決されますと、監査役は引き続き5名となります。

第5号議案 取締役等に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬型ストックオプション」で構成されていますが、株式報酬型ストックオプションに代えて、新たに、当社の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。本議案において同じ。）、委任契約を締結している執行役員（国外居住者を除く。）および委任契約を締結している理事（国外居住者を除く。取締役、執行役員および理事を併せて、以下「取締役等」という。）を対象に、当社株式の交付を行う株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

なお、本制度においては、当社の取締役等に対する役員報酬および当社の一部の連結子会社3社（以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。本議案において同じ。当社の取締役等と併せて、以下「対象取締役等」という。）に対する役員報酬を一体的に管理することといたします。

本制度の導入は、対象取締役等を対象に、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、当社としてはかかる目的に照らし、本議案の内容は相当であると考えております。

本議案は、2010年6月29日開催の第130回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額550百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役等に対して下記2.の上限および内容で株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。また、本制度の詳細については、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案通り承認可決されますと本制度の対象となる取締役は6名（取締役を兼務しない執行役員は20名）となります。

また、本議案の承認可決を条件として、2011年6月29日開催の第131回定時株主総会においてご承認いただきました株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬枠を廃止し、新たに株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与は行わないことといたします。また、現在の対象取締役等に付与済みである株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のうち、未行使のものにつきましては、本議案が承認可決されること、および、本制度が開始されることを条件として、現在の対象取締役等において権利放棄することとし、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントの本制度において付与いたします。ただし、現在の対象取締役等が、本株主総会の終結後に対象取締役等の地位を喪失する場合には、地位喪失日の翌日から10日以内（10日目の日が営業日でない場合には翌営業日）に限り、既に付与されたストックオプションとしての新株予約権を行使できるものとし、本制度によるポイントの付与は行わないものとします。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、対象会社が拠出する対象取締役等の報酬額の金員を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が当該信託を通じて行われる株式報酬制度です（詳細は下記(2)以降のとおり。）。

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。） ・ 当社の委任契約を締結している執行役員および委任契約を締結している理事（国外居住者を除く。） ・ 当社の一部の連結子会社3社の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。）
-------------------------	--

②本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響

対象会社が拠出する金員の上限 （下記(2)のとおり。）	・ 3事業年度を対象として、合計636百万円（うち当社分550百万円） ・ ただし、本年度から開始する対象期間については、上記に加えて、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として512百万円（うち当社分433百万円）を上限とする金員を別途拠出
当社株式の取得方法（下記(2)のとおり。） および対象取締役等が取得する当社株式等 （換価処分の対象となる株式を含む。） の数の上限（下記(3)のとおり。）	・ 当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じません ・ 対象取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの上限は、138,300ポイント（うち当社の取締役等に付与されるポイントの上限は119,400ポイント） ・ ただし、本年度においては、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として170,200ポイント（うち当社分144,100ポイント）を上限とするポイントを別途付与 ・ 1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。 ・ 対象取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの上限に相当する株式数の当社発行済株式総数（2018年3月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.2%

③対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期 （下記(4)のとおり。）	・ 原則として対象取締役等の退任時
---	---

(2) 各対象会社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象とします。当初は、2019年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度を対象とします。

当社は、対象期間ごとに550百万円を上限とする金員を、当社の取締役等への報酬として拠出し、対象子会社が各対象子会社の取締役への報酬として拠出する金員と併せて（各対象会社が拠出する金員の総額は636百万円を上限とする。）、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（本(2)第4段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。また、当初の対象期間に関しては、当社は上記の550百万円を上限とする金員に加えて、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として付与するポイントにかかる株式の取得原資として433百万円を上限とする金員を当社の取締役等への報酬として拠出し、対象子会社が各対象子会社の取締役への報酬として拠出する金員と併せて（各対象会社は上記の総額636百万円を上限とする金員に加えて、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として付与するポイントにかかる株式の取得原資として総額512百万円を上限とする金員を拠出する。）、本信託を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。各対象会社は、信託期間中、対象取締役等に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。延長された信託期間ごとに、対象子会社は、それぞれの株主総会決議で承認を受けた範囲内で金員を当社に新たに拠出し、当社は、対象子会社から拠出を受けた金員に、550百万円の範囲内で追加拠出した金員と併せて追加信託を行い、各対象会社は、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、550百万円の範囲内とします。

(3) 対象取締役等が取得する当社株式数の算定方法と上限

信託期間中の毎年6月1日に、同年3月31日で終了する事業年度（初回は2019年3月31日で終了する事業年度。）における役位に応じて、対象会社ごとに、対象取締役等に一定のポイントが付与されます。また、上記のとおり、本年度においては、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、本信託の設定後遅滞なく、本制度導入に伴いストックオプションを放棄する対象取締役等に対して、相応分のポイントが付与されます。対象取締役等の退任時（退任には、海外赴任により対象取締役等でなくなる場合を含む。以下同じ。）にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

当社の取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数は119,400ポイントを上限とします（対象取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数は138,300ポイントを上限とする。）。ただし、本年度においては、かかる1事業年度あたり付与されるポイントの総数の上限とは別に、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、当社の取締役等に対して144,100ポイントを上限とするポイント（対象取締役等には、170,200ポイントを上限とするポイント）が付与されます。

(4) 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した対象取締役等は、当該対象取締役等の退任時に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該対象取締役等は、当該ポイントの70%（単元未満株式は切り捨て）の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、対象取締役等が在任中に死亡した場合、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該対象取締役等の相続人が受けるものとします。また、信託期間中に対象取締役等が国外居住者となった場合、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を当該対象取締役等が受けるものとします。

(5) 当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以上

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内の各種政策効果を背景に、企業収益や雇用・所得環境は改善し、設備投資は引き続き持ち直しの動きが見られるなど、国内景気は緩やかな回復基調が継続しました。

建設業界および当社関連の空調業界におきましては、都市部の再開発案件が本格化するなど、公共投資および民間設備投資ともに建設需要は堅調に推移しました。

当社は、2014年4月から、2023年の創立100周年に向けた長期経営構想「GReeN PRIDE 100」を開始し、当社グループの目指す姿を、「顧客の期待に応え、信頼・信用され続ける企業グループ」、「グローバル市場で存在感を認められる環境企業」、「地球環境に貢献する環境ソリューションプロフェッショナル」としております。その実現に向けた第2ステップとして、当連結会計年度を初年度とする3か年中期経営計画「iNnovate on 2019 just move on!」を策定し、「成長に向けた変革の断行」を実現するため、以下8項目の重点取組事項にグループの総力を挙げて取り組んでまいりました。

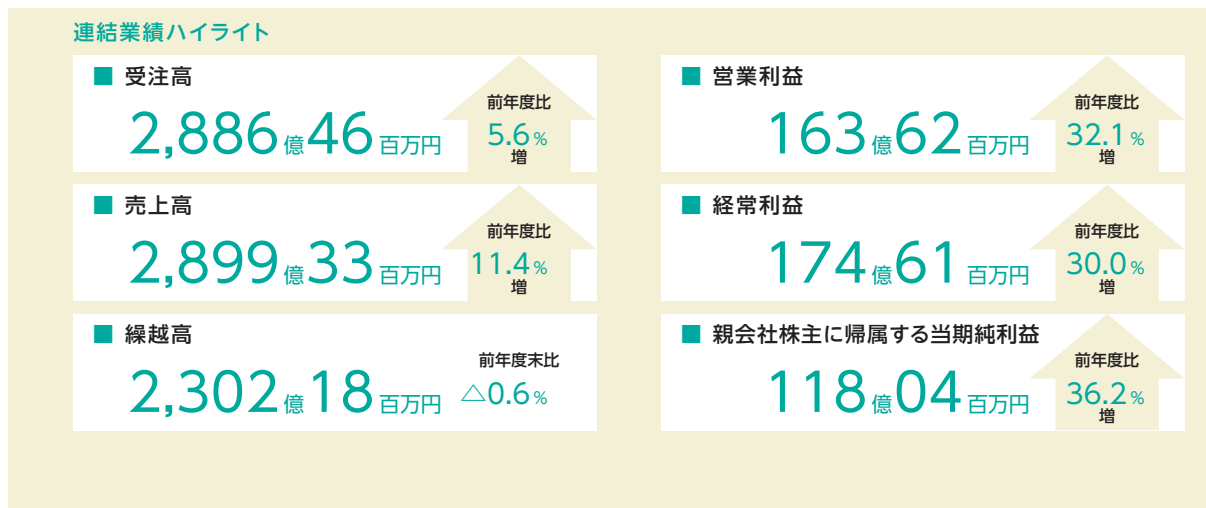
中期経営計画「iNnovate on 2019 just move on!」重点取組事項の初年度（2017年度）成果

重点取組事項	2017年度の成果
①現場力の強靱化	・地域ごとに最適なバリューチェーンの構築 ・現場業務の負荷軽減に向けたワークシェアリング体制の強化 ・優秀技能者認定制度を活用した技能工確保と技術伝承 ・カスタマー・リレーション活動の強化
②グループ連携の強化	・シナジー発揮のためのワンストップ体制の推進 ・グループ間の人財交流による事業連携の強化
③国際事業の再構築	・海外関係会社における経営管理およびガバナンスの強化 ・国際事業収益の安定化 ・現地パートナーシップの再構築（ICLEAN社の連結子会社化）
④非請負・非下請工事業への進出	・グリーン・エア事業部を設置しエネルギーサービス事業およびエネルギーマネジメント事業を展開 ・事業拡大に向けたサービス基盤およびツールの整備拡充
⑤新サービスの創造	・アクセラレータプログラムによる事業化創造 ・水産物高鮮度流通向け海水シャーベットアイス製造装置「SIS-HF」（スーパーアイスシステム・ハイレフレッシュネス）の事業化
⑥ワークライフバランスを実現する職場環境の構築	・社長直轄組織「働き方改革推進室」を発足 ・多様な働き方と生産性向上に向けた取り組み（時差出勤制度、テレワーク、アップルウォッチ・iPadの活用）
⑦多様な人財の育成	・テクニカルアカデミーを全役職員対象とするタカサゴ・アカデミーに改組 ・富士教育訓練センターでの新入社員向け実務研修を実施
⑧変革への投資と経営基盤の強化	・新基幹システムの開発着手 ・新技術研究所（茨城県つくばみらい市）の開設計画着手 ・所有特許の活用を目的とした「知財戦略室」を設置

このように、中期経営計画達成のための戦略につきましては、一定程度の成果を得ることができました。

これらの結果、中期経営計画初年度となる当連結会計年度の業績は、事業環境の好転や収益力向上への取り組み等が奏功し、2016年11月に策定いたしました中期経営計画最終年度目標である経常利益135億円を大幅に上回る結果となりました。

なお、本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



(1) 事業種類別の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

事業の種類	前連結会計年度末 繰越高	当連結会計年度 受注高	当連結会計年度 売上高	当連結会計年度末 繰越高
設備工事事業	229,899	281,851	282,714	229,036
設備機器の製造・販売事業	1,605	6,645	7,068	1,182
その他	—	149	149	—
合計	231,505	288,646	289,933	230,218
(うち国際 (海外))	(24,687)	(47,507)	(47,343)	(24,851)
(うち保守・メンテナンス)	(3,007)	(22,710)	(22,856)	(2,860)

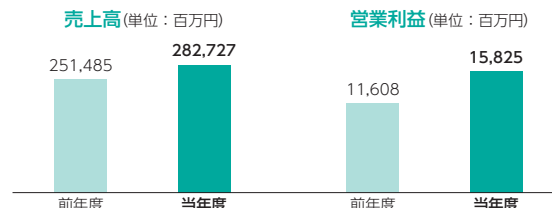
(注) 記載金額は、事業の種類間の内部取引を消去しております。
 国際事業の売上高は、前連結会計年度を40%上回る473億43百万円となりました。保守・メンテナンス事業の売上高は、前連結会計年度を5.1%上回る228億56百万円となりました。

(2) 事業種類別の業績

各事業の状況は、次のとおりとなりました。なお、記載金額は、事業の種類間の内部売上高等を含めております。

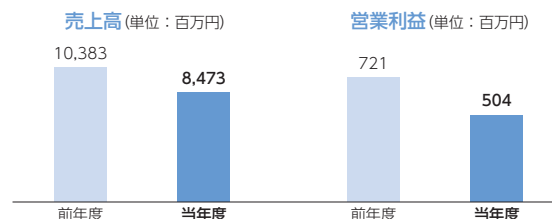
(設備工事業業)

売上高は前連結会計年度を12.4%上回る2,827億27百万円となり、営業利益は前連結会計年度を36.3%上回る158億25百万円となりました。



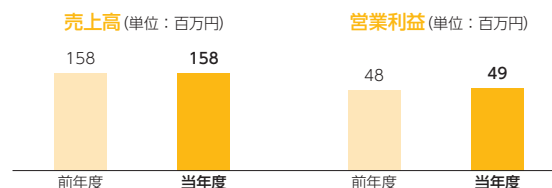
(設備機器の製造・販売事業)

売上高は前連結会計年度を18.4%下回る84億73百万円となり、営業利益は前連結会計年度を30.1%下回る5億04百万円となりました。



(その他)

売上高は前連結会計年度を0.1%上回る1億58百万円となり、営業利益は前連結会計年度を0.3%上回る49百万円となりました。



2. 資金調達の状況

当連結会計年度中において、今後の成長に向けた設備投資等の資金に充当すること等を目的として、当社（事業の種類「設備工事業業」）は、2017年4月に無担保社債100億円を発行いたしました。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は33億02百万円であり、その主なものは、当社（事業の種類「設備工事業業」）におけるIT基盤強化を目的としたソフトウェアの取得、および技術開発力や新事業創造等、中長期的な競争力の強化等を目的として取得した固定資産（茨城県つくばみらい市、施設用土地）であります。

4. 重要な組織再編等

当連結会計年度中において、当社の持分法適用関連会社でありましたインテグレートッド・クリーンルーム・テクノロジーズPvt. Ltd. の発行済普通株式を追加取得し、同社を連結子会社といたしました。

5. 財産および損益の状況

(1) 企業集団の財産および損益の状況

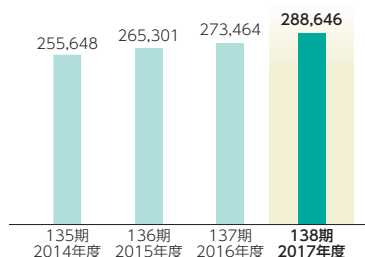
(単位：百万円)

区 分	第135期 2014年度	第136期 2015年度	第137期 2016年度	第138期 2017年度 (当連結会計年度)
受注高	255,648	265,301	273,464	288,646
売上高	243,582	251,291	260,204	289,933
営業利益	7,727	9,289	12,383	16,362
経常利益	8,582	10,602	13,427	17,461
親会社株主に帰属する当期純利益	5,196	6,650	8,665	11,804
1株当たり当期純利益 (円)	69.28	89.40	117.83	160.41
総資産	226,878	224,367	234,716	265,326
純資産	108,362	104,613	111,574	124,484

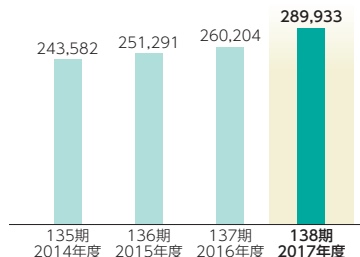
(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

2. 当社においては、請負工事に係る収益の計上基準について、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号）および「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号）を適用しております。

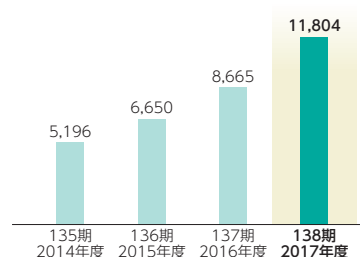
受注高 (単位：百万円)



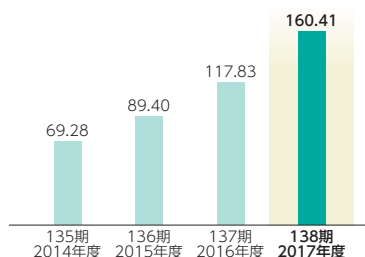
売上高 (単位：百万円)



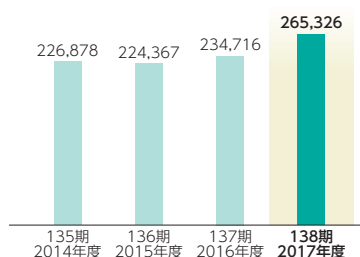
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



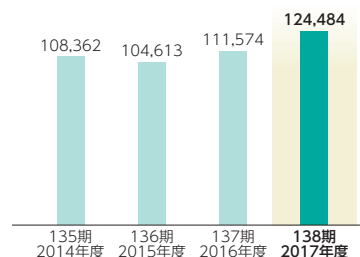
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



純資産 (単位：百万円)



(2) 当社の財産および損益の状況

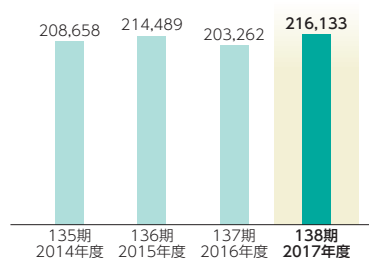
(単位：百万円)

区 分	第135期 2014年度	第136期 2015年度	第137期 2016年度	第138期 2017年度 (当事業年度)
受注高	208,658	214,489	203,262	216,133
売上高	180,473	199,204	200,945	217,474
営業利益	6,981	8,129	11,527	13,570
経常利益	7,909	9,206	12,703	15,023
当期純利益	4,892	5,804	8,606	10,306
1株当たり当期純利益 (円)	64.99	77.75	116.60	139.53
総資産	197,634	197,995	205,496	229,223
純資産	94,292	92,175	99,565	108,806

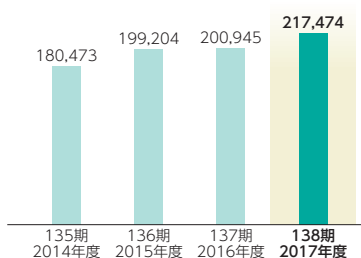
(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

2. 請負工事に係る収益の計上基準については、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号）および「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号）を適用しております。

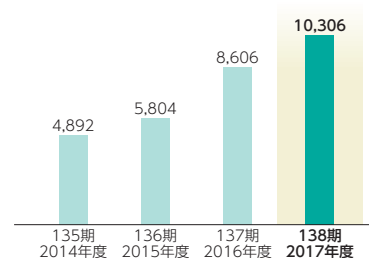
受注高 (単位：百万円)



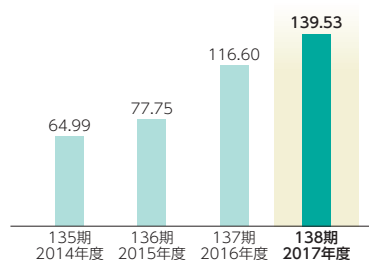
売上高 (単位：百万円)



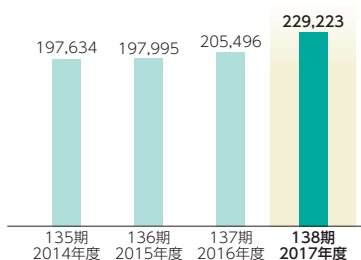
当期純利益 (単位：百万円)



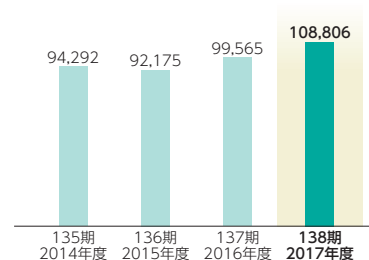
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



純資産 (単位：百万円)

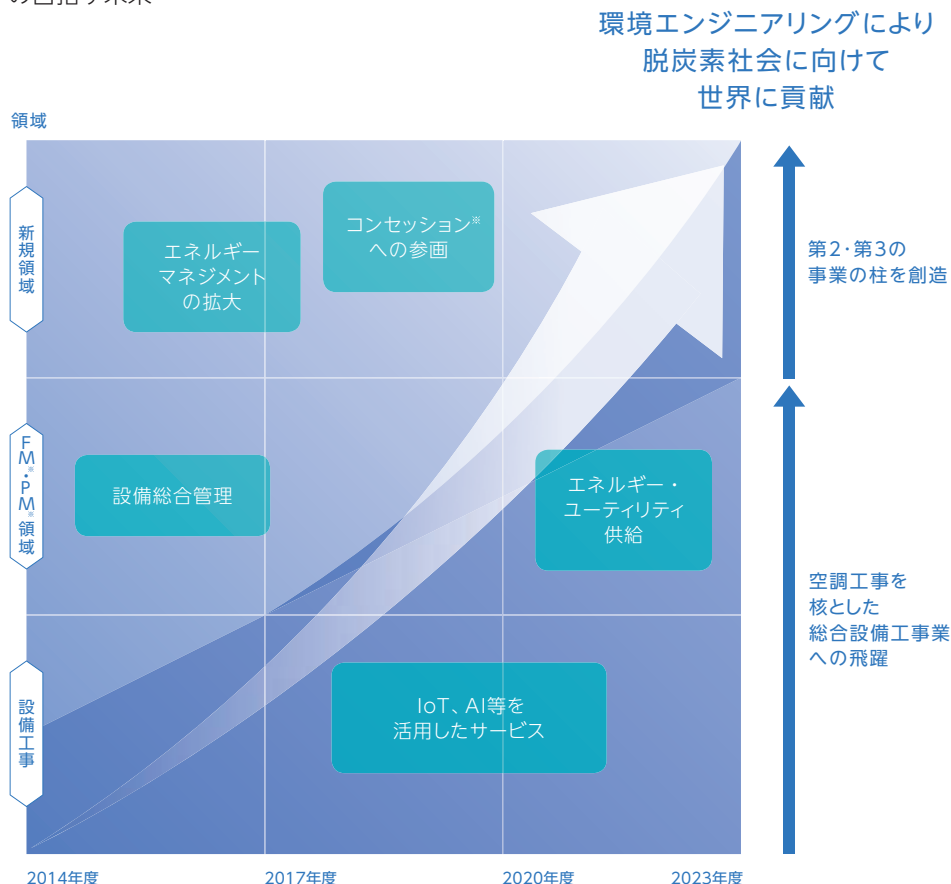


6. 対処すべき課題

当社グループは、創立100周年に当たる2023年に向けた長期経営構想「GReeN PRIDE 100」を策定し、現状の設備工事を起点に、FM・PM領域への進出と新たな領域の開拓を通じて、より社会に貢献する企業への進化を目指しております。「利益重視の徹底」「グループ総合力の発揮」を基本方針として、現在、第2ステップとなる3か年中期経営計画「iNnovate on 2019 just move on!」に取り組んでおります。

現状、利益につきましては、主として当社単体の収益性が改善する一方、売上につきましては、本計画期間における事業環境および諸施策の進捗等を総合的に勘案し、2019年度の連結売上高3,100億円、連結経常利益185億円に業績目標を修正しました。中期経営計画に掲げる8つの重点取組事項にグループ全体を挙げて、引き続き取り組んでまいります。

● グループの目指す未来



(注) FM(ファシリティマネジメント)とは施設の企画運営・管理業務、PM(プロパティマネジメント)とは不動産の経営管理業務をいい、コンセッションとは公共施設等の所有権を公的機関に残したまま民間事業者が運営を行う方式をいいます。

中期経営計画 重点取組事項	2018年度の取り組み
①現場力の強靱化	・地域ごとに最適なパートナーとの共存共栄体制の強化 ・電気・衛生・建築等のワンストップ体制構築の加速 ・高砂技塾を中心とした技能職育成プログラムの開始
②グループ連携の強化	・グループ間人財交流強化による事業連携の促進 ・グループ会社の事業基盤拡大と強化
③国際事業の再構築	・各国における事業領域の拡大による経営基盤安定化 ・更なる現地パートナーとの提携等による事業基盤の強化・拡大
④非請負・非下請工事業への進出	・当社グループの強みを活かしたF M・P M事業の拡大 ・熱エネルギー、再生可能エネルギーをベースとした新事業開発 ・P F I 事業・コンセッション方式等への参画 ・省エネ、エネルギーマネジメントをベースとしたストックビジネスへの参入
⑤新サービスの創造	・イノベーションセンターを中心とした新事業・新サービスの創造 ・I o T・A I プラットフォームの開発と運用体制の構築 ・新規事業「S I S 事業」の全社的支援体制の構築
⑥ワークライフバランスを実現する職場環境の構築	・働き方改革による生産性向上と働きやすい職場環境づくり ・育児介護支援の強化
⑦多様な人財の育成	・セールスエンジニア育成を目的とする教育体制の刷新 ・経営人財の育成研修の拡充
⑧変革への投資と経営基盤の強化	・情報セキュリティ強化と基幹システム等のI T活用 ・業務見直しによる生産性向上、業務体系の最適化・可視化 ・経営機能を強化する仕組みづくり

投資・財務戦略につきましては、成長に向けた投資として、M&A、グローバル化の加速、情報処理プラットフォーム等のI T基盤強化、新事業の創造推進、経営基盤強化といった5つのテーマに対して、中期経営計画が終了する2019年度までに350億円の投資を予定しています。また、財務戦略につきましては、健全性を維持しつつ成長に向けた投資を実践し、資本効率の向上を図ります。

当社は、株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置付け、収益性と資本効率性を高めつつ、安定した配当を行うことを基本方針として、連結配当性向30%を配当の基準とし、かつ連結純資産配当率(DOE)2%を下限に配当を実施してまいります。

また、当社は配当と自己株式の取得を合わせた総還元の考えを有しており、大型の資金需要がない場合等は、自己株式取得を含めた総還元性向を意識して、株主還元を推進してまいります。

当社グループは、CSRを経営の根幹に位置づけ、法令遵守およびコーポレート・ガバナンス態勢の強化に取り組んでおります。引き続き、BCP(事業継続計画)、森林づくりを通じた環境保全活動や公益事業等のCSR活動についても、積極的に取り組んでまいります。CSR経営を通して、SDGs(持続可能な開発目標)やESG(環境・社会・ガバナンス)に配慮した経営を実践し、事業の中長期的な成長および企業価値ひいては株主共同の利益の継続的かつ持続的な向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

7. 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

当社グループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

セグメント	主な事業
設備工事業	空調設備の技術を核とした一般設備と産業設備の設計・施工、保守等
設備機器の製造・販売事業	空調機器等の設計・製造・販売
その他	不動産の売買・賃貸、保険代理店等

8. 主要な営業所および工場 (2018年3月31日現在)

会社名	主 要 な 営 業 所 お よ び 工 場		
当 社	本社（東京都）		
	東京本店（東京都）	大阪支店（大阪府）	エンジニアリング事業部（東京都）
	横浜支店（神奈川県）	名古屋支店（愛知県）	
	関信越支店（埼玉県）	九州支店（福岡県）	
	東北支店（宮城県）	広島支店（広島県）	
	札幌支店（北海道）		

子会社については、28頁の「I. 企業集団の現況に関する事項 10. 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

9. 従業員の状況 (2018年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
設備工事業	5,428	918名増
設備機器の製造・販売事業	267	40名減
その他	19	5名増
合 計	5,714	883名増

(2) 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前事業年度末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
2,025	75名増	42.3	16.9

(注) 企業集団および当社の従業員数が増加しておりますが、インテグレートッド・クリーンルーム・テクノロジーズPvt.Ltd.を新たに連結の範囲に含めたこと、および業容拡大に伴う採用の増加によるものであります。

10. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
高砂丸誠エンジニアリング サービス(株)	419百万円	100.0	設備の保守メンテナンス、設備総合管理
高砂建築工程（北京）有限公司	46,690千人民币	100.0	建築および建築設備工事の請負
タカサゴシンガポールPte. Ltd.	5,578千シンガポールドル	100.0	クリーンルーム・ユーティリティ・ 空調・電気・衛生・消火設備工事の コンストラクションマネジメント・設計・施工
高砂熱学工業（香港）有限公司	81,000千香港ドル	100.0	空調・衛生・電気設備工事の設計・施工
タカサゴベトナムCo., Ltd.	138,078百万ベトナムドン	100.0	空調・換気・給排水・衛生・電気設備工事 および建築工事の設計・施工ならびに 機器・材料の仲介
タイタカサゴCo., Ltd.	20,000千タイバーツ	49.0	空調・衛生・電気設備工事・ クリーンルームおよび建築工事の設計・施工
T.T.E.エンジニアリング （マレーシア）Sdn. Bhd.	1,000千マレーシアリングギット	30.0	空調・衛生・電気設備工事および建築工事の 設計・施工
タカサゴエンジニアリング メキシコ,S.A.de C.V.	125百万メキシコペソ	99.9	空調・衛生・電気設備工事および建築工事の 設計・施工ならびに機器・材料の仲介
インテグレートッド・ クリーンルーム・ テクノロジーズPvt. Ltd.	51百万インドルピー	57.0	製薬会社や病院等のクリーンルーム向け関連 機器・内装材の製造・販売・取付
日本ピーマック(株)	390百万円	100.0	空調機器等の設計・製造・販売
日本フロード(株)	200百万円	100.0	空調機器等の設計・製造・販売
日本開発興産(株)	50百万円	100.0	不動産の売買・賃貸、保険代理店等

- (注) 1. 連結子会社は、上記に高砂丸誠エンジニアリングサービス(株)の完全子会社である(株)丸誠サービスおよびTTEマレーシアホールディングスSdn. Bhd.を加えた14社であります。
 なお、日本フロード(株)の事業のうち、商品等の一部事業を当社に、他の事業を連結子会社である高砂丸誠エンジニアリングサービス(株)に2017年4月以降それぞれ譲渡し、当連結会計年度末現在清算手続き中であります。
2. タイタカサゴCo., Ltd.およびT.T.E.エンジニアリング（マレーシア）Sdn. Bhd.は、当社の出資比率が100分の50以下となっておりますが、実質的に支配しているため子会社としております。なお、T.T.E.エンジニアリング（マレーシア）Sdn. Bhd.については、当社は、その株主（出資比率100分の70）であるTTEマレーシアホールディングスSdn. Bhd.の株主に対して貸付けを行っていること等から、T.T.E.エンジニアリング（マレーシア）Sdn. Bhd.を実質的に支配していると判断しております。
3. 当連結会計年度中において、当社の持分法適用関連会社でありましたインテグレートッド・クリーンルーム・テクノロジーズPvt. Ltd.の発行済普通株式を追加取得し、同社を連結子会社といたしました。
4. 当社の出資比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

11. 主要な借入先および借入額（2018年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
(株)三菱東京UFJ銀行	1,887
(株)みずほ銀行	1,377
(株)三井住友銀行	1,205

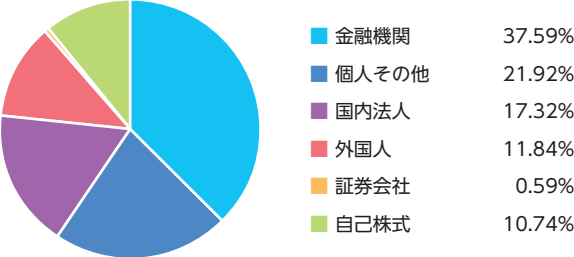
Ⅱ. 株式に関する事項 (2018年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 200,000,000株

2. 発行済株式の総数 73,874,773株
(自己株式 8,890,995株を除く)

3. 株主数 5,812名
(前事業年度末比増減 -)

株式の所有者別分布状況 (ご参考)



4. 上位10名の株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本生命保険 (相)	4,560	6.17
第一生命保険(株)	4,231	5.73
高砂熱学従業員持株会	3,377	4.57
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	3,252	4.40
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	3,241	4.39
(株)三菱東京UFJ銀行	2,346	3.18
高砂共栄会	2,334	3.16
(株)みずほ銀行	2,177	2.95
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	1,178	1.60
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口9)	1,023	1.39

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式 (8,890千株) を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の目的である株式の種類および数	新株予約権1個当たりの払込金額	新株予約権の行使期間
第1回 株式報酬型 新株予約権	149個	当社取締役 4名	当社普通株式 14,900株	48,800円	2011年8月12日～ 2041年8月11日
第2回 株式報酬型 新株予約権	168個	当社取締役 4名	当社普通株式 16,800株	47,900円	2012年8月11日～ 2042年8月10日
第3回 株式報酬型 新株予約権	111個	当社取締役 4名	当社普通株式 11,100株	71,900円	2013年8月16日～ 2043年8月15日
第4回 株式報酬型 新株予約権	85個	当社取締役 5名	当社普通株式 8,500株	118,200円	2014年8月9日～ 2044年8月8日
第5回 株式報酬型 新株予約権	92個	当社取締役 6名	当社普通株式 9,200株	155,100円	2015年8月8日～ 2045年8月7日
第6回 株式報酬型 新株予約権	152個	当社取締役 6名	当社普通株式 15,200株	111,000円	2016年8月6日～ 2046年8月5日
第7回 株式報酬型 新株予約権	104個	当社取締役 6名	当社普通株式 10,400株	170,500円	2017年8月8日～ 2047年8月7日

- (注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込みに代えて当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとします。
2. 当社取締役については、社外取締役を除きます。
3. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
4. 新株予約権の行使価額
株式報酬型新株予約権における行使価額は1個当たり100円（1株当たり1円）であります。
5. 新株予約権の主な行使条件
新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内（10日目の日が営業日でない場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができます。

2. 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	発行決議の日	新株予約権の数	交付された者の人数	新株予約権の目的である株式の種類および数	新株予約権1個当たりの払込金額	新株予約権の行使期間
第7回 株式報酬型 新株予約権	2017年7月20日	277個	当社執行役員 24名 および 完全子会社の 業務執行取締役 14名	当社普通株式 27,700株	170,500円	2017年8月8日～ 2047年8月7日

- (注) 1. 当社執行役員については、当社取締役を兼任している者および関係会社からの執行役員を除きます。
2. 完全子会社の業務執行取締役については、当社から出向している使用人を除きます。
3. 新株予約権の行使価額
株式報酬型新株予約権における行使価額は1個当たり100円（1株当たり1円）であります。
4. 新株予約権の主な行使条件
新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、以下のいずれかの日の翌日から10日以内（10日目の日が営業日でない場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができます。
①当社の執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日
②当社子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役の地位を喪失した日

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

氏 名		地位および担当		重要な兼職の状況
大内	厚		代表取締役会長 社長執行役員	—
高原	長一		代表取締役 専務執行役員 国内事業統括本部長 兼 品質・環境・安全担当	—
松浦	卓也		取締役 専務執行役員 営業統括	—
田淵	潤		取締役 常務執行役員 国際事業統括本部長 兼 海外関係会社担当	—
原	芳幸		取締役 常務執行役員 コーポレート本部長 兼 経営企画部長 兼 経営戦略担当 兼 コンプライアンス担当	—
山分	弘史		取締役 常務執行役員 事業革新本部長 兼 事業革新本部イノベーションセンター長 兼 事業革新本部イノベーションセンター マーケティング部長 兼 技術担当 兼 新規事業開発担当 兼 国内関係会社担当	—
松永	和夫	社外 独立	取締役	ソニー株式会社社外取締役 橋本総業ホールディングス株式会社 社外取締役 三菱ふそうトラック・バス株式会社 代表取締役会長
数中	三十二	社外 独立	取締役	三菱電機株式会社社外取締役 株式会社小松製作所社外取締役
内野	州馬	社外 独立	取締役	—
山本	幸利		常勤監査役	—
近藤	邦弘 ※		常勤監査役	—
伊藤	鉄男	社外 独立	監査役	ユニゾホールディングス株式会社 社外監査役 旭化成株式会社社外監査役 石油資源開発株式会社社外取締役 西村あさひ法律事務所オブカウンセル
瀬山	雅博	社外 独立	監査役	グリー株式会社常勤社外監査役
藤原	万喜夫	社外 独立	監査役	—

(注) 1. 取締役の松永和夫氏、数中三十二氏および内野州馬氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役の伊藤鉄男氏、瀬山雅博氏および藤原万喜夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の松永和夫氏、数中三十二氏および内野州馬氏、監査役の伊藤鉄男氏、瀬山雅博氏および藤原万喜夫氏は、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされております。
4. 取締役の松永和夫氏は、2012年7月から当社社外取締役に選任される2013年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
5. 取締役の数中三十二氏は、2012年4月から当社社外取締役に選任される2014年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
6. 取締役の内野州馬氏は、三菱商事(株)の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.09%（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
7. 監査役の瀬山雅博氏は松下電器産業(株)（現 パナソニック(株)）の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.13%（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
8. 監査役の藤原万喜夫氏は東京電力(株)（現 東京電力ホールディングス(株)）の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および電力の使用等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.11%（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
9. 当事業年度中の新任監査役
※印の近藤邦弘氏は、2017年6月27日開催の第137回定時株主総会において新たに選任され、同日就任いたしました。
10. 当事業年度中の退任取締役および退任監査役
取締役の島泰光、渡部純三、神杉恵助の3氏および監査役の西部邦夫氏は、2017年6月27日開催の第137回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

2. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人数（名）	報酬等の総額 （百万円）	報酬等の種類別の総額			摘 要
			基本報酬 （百万円）	賞与 （百万円）	株式報酬型 ストックオプション （百万円）	
取締役 （社外取締役を除く）	9	367	268	79	20	第130回定時株主総会決議による 取締役の報酬限度額550百万円 （1事業年度）
社外取締役	3	36	36	—	—	
監査役 （社外監査役を除く）	3	45	45	—	—	第134回定時株主総会決議による 監査役の報酬限度額85百万円 （1事業年度）
社外監査役	3	38	38	—	—	
合 計	18	488	388	79	20	

- （注）1. 上記の取締役および監査役の支給人数には、2017年6月27日開催の第137回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名を含んでおります。
2. 上記の株式報酬型ストックオプションの額は、当事業年度において株式報酬費用として計上した額であります。

3. 各会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する事項

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬等の総額の最高限度額を決定しております。

当社は、任意の諮問機関として、代表取締役、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、および社外取締役をもって構成する指名報酬委員会を設置しており、当該委員会における審議を経て、取締役会の決議により取締役の報酬等を決定いたします。なお、当事業年度の委員構成は、代表取締役会長社長執行役員、代表取締役専務執行役員、および社外取締役3名の計5名でありました。

当社の取締役の報酬等は、基本報酬、賞与および株式報酬型ストックオプションにより構成されております。基本報酬の額は各取締役の役位に応じて決定され、賞与の個人別支給額は各取締役の業績や職務、貢献度等を総合的に勘案し決定いたします。また、株式報酬型ストックオプションは、取締役の報酬と当社業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲等を一層高めることを目的に、各取締役の役位に応じて決定いたします。社外取締役に対する賞与および株式報酬型ストックオプションはございません。なお、2015年4月1日以降、取締役の報酬等については、当社の事業を中長期的に成長させ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上していくことを目的として、コーポレート・ガバナンスを巡る動向や外部専門機関による調査データ、他社の報酬水準等を考慮の上、健全なインセンティブ（動機付け）の一つとして機能する報酬制度とする方針とし、基本報酬、短期（年次）インセンティブとしての賞与および中期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションについて、当該方針を考慮した構成割合に変更いたしました。社外取締役を除く取締役の基本報酬額は、内規に基づく当社株式の取得を考慮しており、社外取締役を除く取締役は、基本報酬から役員持株会に拠出することを通じて役位に応じた数の当社株式の取得に努めることとしております。賞与は、単年度業績目標達成等への士気向上を目的とし、また、株式報酬型ストックオプションは、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲等を一層高めることを目的としております。

監査役に対する報酬等については、基本報酬のみとし、各監査役の基本報酬の額は、各監査役の職務の内容・量・難易度や責任の程度等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定いたします。その職務等に鑑み、監査役に対する賞与およびストックオプション等の株式関連報酬はございません。

4. 社外役員に関する事項

(1)重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

32頁の「Ⅳ. 会社役員に関する事項 1. 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

(2)当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
取締役	松永 和夫	取締役会：12回中11回	主に行政分野における豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、指名報酬委員会委員を務めました。
取締役	藪中 三十二	取締役会：12回中11回	主に行政分野における豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、指名報酬委員会委員を務めました。
取締役	内野 州馬	取締役会：12回中12回	三菱商事株式会社の代表取締役およびC F Oにおける豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、指名報酬委員会委員を務めました。
監査役	伊藤 鉄男	取締役会：12回中10回 監査役会：13回中12回	主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。
監査役	瀬山 雅博	取締役会：12回中12回 監査役会：13回中13回	松下電器産業株式会社（現、パナソニック株式会社）の海外関係会社社長および監査役における豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。
監査役	藤原 万喜夫	取締役会：12回中12回 監査役会：13回中13回	東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）の取締役および監査役等における豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。

(3)責任限定契約に関する事項

当社は、2006年6月29日開催の第126回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役との責任限定契約に関する規定を設けており、また、「会社法の一部を改正する法律」（2014年法律第90号）が2015年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、2015年6月26日開催の第135回定時株主総会において定款を一部変更し、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、必要に応じて、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は、現在の社外取締役3名および社外監査役3名との間で責任限定契約を締結しております。

当該規定に基づき当社が各社外取締役および各社外監査役と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役および社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 責任限定契約に関する事項

当社は、2006年6月29日開催の第126回定時株主総会で定款を変更し、会計監査人との責任限定契約に関する規定を設けておりますが、現時点では会計監査人と責任限定契約を締結しておりません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査役会が同意した理由

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	78百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	90百万円

(注) 1. 当社は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 上記報酬等について、監査役会は、会計監査人から提出を受けた監査計画の内容および報酬見積もりの算出根拠、従前の事業年度における当該会計監査人の職務執行状況、取締役その他社内関係部署の意見に鑑み、相当と判断し、同意しております。

4. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、社債発行時のコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

当社および当社の重要な連結子会社のうち、高砂丸誠エンジニアリングサービス株式会社および日本ピーマツ株式会社は、当社の会計監査人に対して財務調査に関する合意された手続業務等を委託し対価を支払っております。

5. 重要な連結子会社の計算関係書類の監査に関する事項

当社の重要な連結子会社のうち、高砂建築工程（北京）有限公司、タカサゴシンガポールPte. Ltd.、高砂熱学工業（香港）有限公司、タカサゴベトナムCo., Ltd.、タイタカサゴCo., Ltd.、T.T.E.エンジニアリング（マレーシア）Sdn. Bhd.、タカサゴエンジニアリングメキシコ,S.A.de C.V.およびインテグレートッド・クリーンルーム・テクノロジーズPvt. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会社法第344条の規定に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当するなど、その職務遂行に関する公正性を確保することができないものと合理的に疑うべき事情が存するときには、必要に応じて、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する基本方針

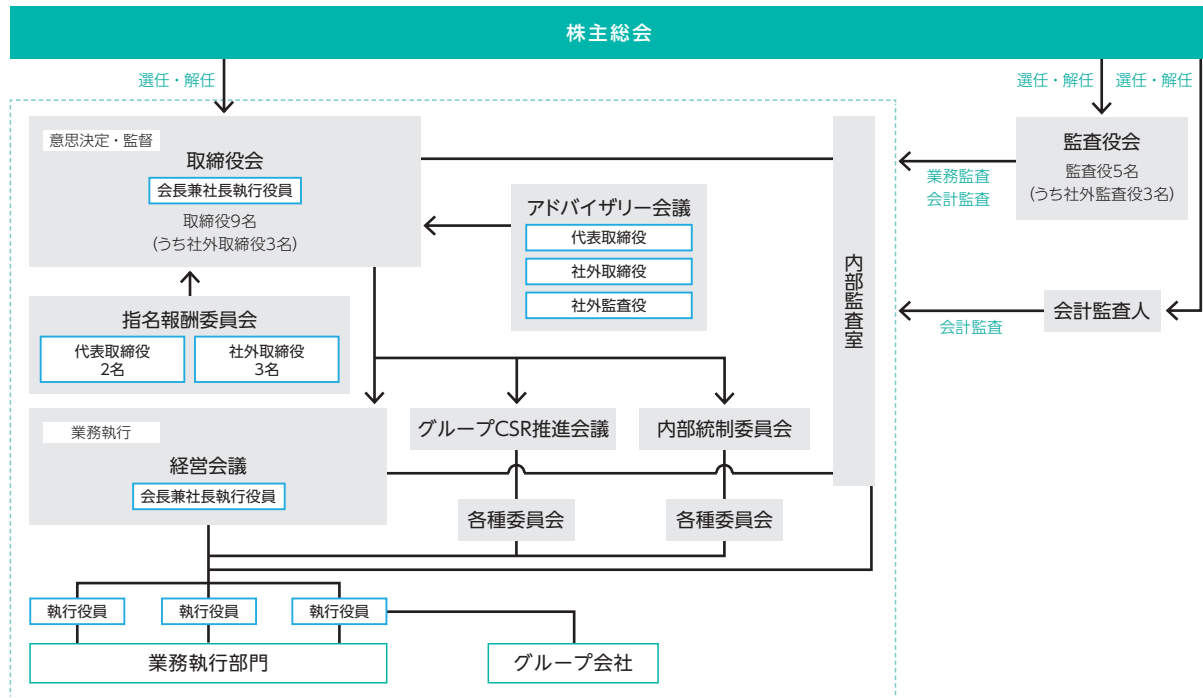
当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、2015年4月17日開催の取締役会において決議しております。その概要は、以下のとおりであります。なお、従前の「業務の適正を確保するための体制」からの主な変更点は、2014年会社法改正も踏まえ、①グループ内部統制に関する体制、および②監査役の監査環境整備に関する体制をより充実させたこと等であります。また、2017年3月24日開催の取締役会において、同年4月以降、企業倫理委員会とリスク管理委員会を統合し、リスク・コンプライアンス委員会に改組することを決議しております。

体制の概要	2017年度における運用状況の概要
1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制	
① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、コンプライアンス担当役員の任命、リスク・コンプライアンス委員会や相談・通報窓口の設置、コンプライアンス推進の専任部署であるコンプライアンス室の設置、内部通報制度の充実、コンプライアンス上重要なテーマを定めたコンプライアンス・プログラムの設定など、コンプライアンス体制を整備します。	リスク・コンプライアンス委員会を4回開催し、企業倫理の徹底を図るとともに、コンプライアンス室からのコンプライアンスに関する情報の発信、相談・通報窓口の周知を図るなど、コンプライアンス体制を整備・推進しております。
② グループ役職員の基本的な行動基準を示したグループ行動指針を制定し、継続的な指導・教育・研修を通じてコンプライアンスの徹底を図ります。	グループ行動指針を小冊子にまとめ、役職員に配付して各人・各職場で周知と活用に努めるなどのほか、個別のテーマではeラーニングや支店巡回などでの研修・指導を展開しております。 グループ行動指針に基づき、全役職員を対象としたeラーニングによるコンプライアンス研修を実施し、独占禁止法違反再発防止策の徹底および風化・形骸化防止に努めるとともに、勉強会等を実施し、適正な調達取引の徹底に努めました。また、内部通報制度の周知による利用促進を図るなど、日常業務におけるP D C A活動によるコンプライアンスの徹底に取り組みしました。
③ 社外取締役の選任により取締役会における審議の活性化と更なる経営監督機能の強化を図ります。	12回開催した取締役会においては、取締役の職務執行の適法性および適正性等を確保するために、当社から独立した社外取締役が出席し、独立した立場から当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、経営の監督とチェック機能の強化を図っております。

体制の概要	2017年度における運用状況の概要
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制	
取締役の職務の執行に係る情報の記録・保存、情報漏洩や不正使用の防止および情報の有効活用のため文書管理に関する規程や情報セキュリティ基本方針を定めるなど、会社情報の適正な管理体制を整備します。	取締役会をはじめとする重要な会議の記録、決裁文書その他の取締役の職務の執行に係る情報について、文書または電磁的媒体に記録し、保存および管理を行っております。また、情報セキュリティ方針を周知するとともに、情報漏えい対策の徹底に取り組みました。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
① リスク管理規程を定め、全社的なリスクマネジメントを推進するリスク・コンプライアンス委員会を設置するなど、リスク顕在化の未然防止を図る体制を整備します。	リスク管理については、リスク管理規程に則り、リスク・コンプライアンス委員会を開催し、対象となるリスクの低減策に関しP D C A管理を行い、リスク顕在化の未然防止を図る体制を整備・運営しております。 リスク管理については、リスク管理規程に則り、リスク・コンプライアンス委員会を4回開催し、リスク低減策のP D C A管理を推進し、リスク顕在化の未然防止を図る体制を整備・運営しております。
② 危機管理規程を定め、リスクが顕在化した場合に迅速かつ適切な対応を行う危機管理会議を開催するなど、不測の事態に的確に対応できる体制を整備します。	危機管理規程を定め、不測の事態においても的確に対応できる体制を整備・運営しております。
③ 大規模災害に対応した事業継続計画を定め、定期的な訓練を通じて計画を見直し実効性を高めるなど、緊急事態の発生に対する事業継続力の向上を図ります。	定期的にB C P（事業継続計画）を見直し、訓練の実施による震災等の対応力の強化を図っております。
④ 品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益等の機能別リスクについては、対応する部門を定め、適切なリスク管理体制を整備します。	機能別リスクについては、対応する部門を定めるとともに、定期的に経営への影響度や発生の可能性を評価し、適宜、予防方法および対処方法を図るなど、適切なリスク管理体制に努めております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
① 取締役会の傘下に社長を議長とする経営会議の設置、および執行役員制度の導入により経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速かつ効率的な経営を推進します。	取締役会の運営体制の見直しの一環として、金額的に軽微な財産または譲受など一定程度の事項について委任された経営会議で、常勤監査役も参加の上、迅速かつ効率的な執行を展開するとともに、重要な案件については、適宜、取締役会に報告しております。
② 意思決定の迅速化や業務執行などの経営の効率化を図るため、業務分掌規程、職務権限規程、決裁基準などの規程を整備します。	社内組織の変更、業務分掌規程および職務権限規程などの各種規程、決裁基準等は、都度見直しで改正し、速やかな事業戦略の展開を図るべく体制を整備し、運営しております。

体制の概要	2017年度における運用状況の概要
5. 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制	
① 子会社における経営に関しては、その自主性を尊重しつつ、重要事項についての協議および報告ルールを関係会社管理規程に定めるなど経営管理体制を整備します。すなわち、子会社における一定の重要な事項については、当社と事前協議を行い当社の承認を得ることとしております。また、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社へ報告を求めています。さらに、定期的に、当社経営陣および子会社社長が出席する会議を開催し、業務の適正を確保してまいります。なお、リスクが顕在化した場合には、子会社に対し、当社窓口部門への速やかな報告を求めています。	当社の国内グループ会社社長が出席するグループ経営会議を通じ、適宜、グループ会社および当社国内関連事業部から報告を受けております。国際事業については、海外現地法人社長が出席する現法社長会議を開催するとともに、適宜、海外現地法人および当社国際事業統括本部から報告を受けております。特に、グループ会社の重要事項については、当該事項を当社に報告するとともに、当社取締役会規則または経営会議規則その他関連規程に基づいて承認もしくは決裁等を実施しております。
② 当社と基本的な考え方を共有するため、グループ全体に適用される規程の制定や子会社各社の社内規程を整備することにより企業集団としてのリスク管理体制や危機管理体制、内部通報制度を含めたコンプライアンス体制を構築します。	グループ役職員の基本的な行動指針（規程）を国内外子会社にも展開し、小冊子化し社員に配付する等、当社（親会社）同様の周知・普及に努めております。また、定期的にリスク・コンプライアンス委員会では子会社のリスク管理・コンプライアンスの状況を把握・管理しております。内部通報制度では、各社における通報体制の整備のみならず、当社への直接の通報ルートも確保し運営しております。
③ 内部監査室による監査を実施するとともに、必要に応じて当社より取締役および監査役を派遣すること等を通じて子会社の適正な業務執行を監視します。	当社の内部監査室は、業務全般について、適法性、妥当性および効率性の観点から内部監査を実施しております。また、各グループ会社へは当社従業員を役員等として派遣し、業務の適正確保に努めております。
④ 財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な内部統制体制を整備します。	当社の内部監査室は、経理財務部門と連携し、各グループ会社に対して財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部監査を実施して内部統制の体制を整備しております。
6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項	
監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する使用人を選任し、監査役室に配置します。また、当該使用人の人事に関する事項は、監査役と協議して決定し、当該使用人の独立性および当該使用人に対する指示の実効性を確保します。	当社は監査役室を設置し監査役の職務を補助するための専任の使用人を配置しております。当該使用人は、監査役の指揮命令に従い、職務を遂行しております。

体制の概要		2017年度における運用状況の概要	
7.	取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制		
	取締役および使用人から監査役への報告事項については、監査役監査環境整備規程を制定し、法定事項のほか、当社や当社子会社について、著しい損害を及ぼす事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為、内部監査の結果や内部通報の状況などについて報告する体制を整備します。	当社は、監査役監査環境整備規程を制定し、法定事項のほか、当社や当社子会社における著しい損害を及ぼす事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為、内部監査の結果や内部通報の状況などについて報告する体制を整備・運用しております。	
8.	監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制		
	前項の監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないよう体制を整備します。	監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないよう、規程により体制を整備・運用しております。	
9.	監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項		
	監査役がその職務の執行について、所定の費用または債務の履行を請求するときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務に必要でないと認められる場合を除き、これを支払います。また、監査の実効性を担保するため、監査の諸費用について予算を確保します。	監査役がその職務の執行について、所定の費用または債務の履行を請求するときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務に必要でないと認められる場合を除き、これを支払い、また、監査の実効性を担保するため、監査の諸費用について予算を確保しております。	
10.	その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制		
	① 代表取締役社長は、監査役と定期的会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況および監査上の重要課題について意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。	監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、ガバナンスの実施状況の監視、取締役会、経営会議その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧および事業所の往査を実施しております。また、代表取締役と定期会合を持ち、意見交換を行うことにより、相互の意思疎通を図っております。	
	② 監査役と内部監査室および会計監査人が、定期的に監査の状況について協議し、情報の共有と連携を図り、効果的かつ効率的な監査を行います。	監査役と内部監査室および会計監査人は、定期的に監査の状況について報告し、情報の共有と連携を図り、効果的かつ効率的な監査を行っております。	
11.	反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況		
	反社会的勢力・団体との関係を遮断するため、グループ行動指針に反社会的勢力・団体に対しては断固とした態度で対応し一切の関係を持たない旨を定め、教育・研修を通じた周知徹底や外部専門機関との連携を図るなど、実践的対応が可能な社内体制を整備します。	グループ行動指針にて反社会的勢力・団体に対しては断固とした態度で対応し一切の関係を持たない旨を定めており、周知を徹底しています。また、外部専門機関との連携を図り、実践的対応が可能な社内体制を整備しております。	



Ⅶ. 株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、創業以来、「最高の品質創り、特色ある技術開発、人材育成」という経営理念に基づき、一般空調、工場空調、地域冷暖房施設、原子力関連の空調設備、除湿設備など「熱と空気に関するエンジニアリング」を中心とした建築設備工事業を営んでおり、これらについて、独自の技術によって安全かつ高品質なサービスを提供し続けることにより、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

そして、当社の企業価値の源泉は、①高い技術力・開発力を持つ個々の社員と個々の社員の能力に基づく最先端かつ独創的な技術力・開発力、②空調・熱源設備の施工業者として蓄積してきたノウハウや実績、③長年にわたり培ってきた事業会社などの顧客や高い施工能力を有する協力会社との信頼関係、および④顧客重視・現場重視の企業文化および健全な財務体質を継続的に維持することによる優良な顧客の開拓・維持などにあります。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。そして、当社株式の大量買付を行う者が上記の当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針実現のための取り組みの具体的な内容の概要

基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを実現するために、2014年2月、2023年の創立100周年に向けた長期経営構想「GReeN PRIDE 100」を策定し、「ビルライフサイクルをフルカバーするワンストップサービスシステムの構築」「既存グローバル市場の攻略深化と新市場への進出・展開」「熱・エネルギーに関わる新たな事業領域・ストックビジネスへの進出」「高砂ドメインの技術に派生する新規事業の開発、起業」を成長戦略としております。2017年4月からの3か年は「成長に向けた変革の断行」をスローガンとする中期経営計画「iNnovate on 2019 just move on!」を策定し、「利益重視の徹底」「グループ総合力の発揮」の基本方針に基づき、引き続き長期経営構想の実現に向かって取り組んでおります。詳細につきましては、本事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項 6. 対処すべき課題」(25頁から26頁)に記載のとおりであります。

コーポレート・ガバナンスにつきましては、取締役の人数適正化・任期短縮を行うとともに、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速かつ機動的な経営を行うため、執行役員制度を導入しております。当社は、業務執行部門である取締役および執行役員が機動的な業務執行を行うこと、また、監査役、会計監査人および内部監査室が相互に連携をとり、実効性のある監査を行うことにより経営の透明性を高めておりま

す。具体的には、取締役会の監督機能を強化すべく取締役9名のうち3名を、独立性を有する社外取締役とし、また、監査機能を強化すべく監査役5名のうち3名を、独立性を有する社外監査役としております。

2015年4月1日以降、会社法および関連法務省令の改正ならびにコーポレートガバナンス・コードの適用等を踏まえ、経営体制の整備、強化に取り組んでおります。更なる迅速かつ機動的な経営を行うとともに経営監督機能を強化するため、金額的に軽微な一定程度の事項については経営会議に委任しております。併せて、企業集団を横断した内部統制システムの充実強化を目的に、内部統制委員会を設置しております。また、当社は、任意の委員会として指名報酬委員会を設置しております。当該委員会は、客観性・透明性を高めるため委員の過半数となる3名が社外取締役で構成されており、委員会での審議を経て、取締役会の決議により取締役候補および監査役候補の指名、取締役の報酬等の決定、ならびに子会社の役員等の候補の指名を行っております。詳細につきましては、本事業報告「Ⅳ. 会社役員に関する事項 3. 各会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する事項」(34頁)に記載のとおりであります。取締役および監査役につきましては、弁護士等の社外専門家によるコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス等に関する研修、ならびに新任取締役候補および新任監査役候補は就任前に法令等に関する研修をそれぞれ受講するなど、研鑽に努めております。また、各取締役は、自己評価を行うとともに、代表取締役は、社外取締役および社外監査役で構成されるアドバイザリー会議において、直接、当該自己評価内容に関する指摘、意見を受けた後、取締役会全体の実効性について分析および評価を行っております。さらに、代表取締役および取締役は、機関投資家および個人投資家を対象に、決算・中期経営計画や会社に関する説明会等を通じて株主との建設的な対話に努めております。このほか、株主の視点に立ち、株主総会における権利行使にかかる適切な環境整備に取り組んでおります。

当社は、引き続き、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つと捉え、実効的なコーポレート・ガバナンスの実践を通じて、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

3. 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記2. に記載した企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針の実現に資するものです。従って、これらの施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

	当連結会計年度		当連結会計年度
資産の部		負債の部	
流動資産	197,817	流動負債	122,900
現金預金	55,067	支払手形・工事未払金等	62,068
受取手形・完成工事未収入金等	116,665	電子記録債務	23,571
電子記録債権	12,190	短期借入金	6,123
未成工事支出金等	4,048	未払金	2,119
繰延税金資産	1,765	未払法人税等	1,980
その他	8,246	未成工事受入金	7,673
貸倒引当金	△166	役員賞与引当金	137
固定資産	67,509	完成工事補償引当金	958
有形固定資産	9,157	工事損失引当金	2,175
建物・構築物	3,515	その他	16,092
機械・運搬具	556	固定負債	17,942
工具器具・備品	1,251	社債	10,000
土地	3,787	長期末払金	69
建設仮勘定	46	退職給付に係る負債	1,041
無形固定資産	4,416	役員退職慰労引当金	5
のれん	2,745	繰延税金負債	6,271
その他	1,671	その他	554
投資その他の資産	53,934	負債合計	140,842
投資有価証券	42,017	純資産の部	
長期貸付金	1,280	株主資本	106,916
退職給付に係る資産	3,318	資本金	13,134
繰延税金資産	444	資本剰余金	12,730
差入保証金	2,857	利益剰余金	89,839
保険積立金	4,581	自己株式	△8,789
その他	651	その他の包括利益累計額	13,630
貸倒引当金	△1,217	その他有価証券評価差額金	13,230
資産合計	265,326	為替換算調整勘定	△360
		退職給付に係る調整累計額	760
		新株予約権	228
		非支配株主持分	3,708
		純資産合計	124,484
		負債純資産合計	265,326

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	当連結会計年度
売上高	289,933
売上原価	250,383
売上総利益	39,550
販売費及び一般管理費	23,187
営業利益	16,362
営業外収益	1,879
受取利息及び配当金	832
持分法による投資利益	189
不動産賃貸料	483
その他	374
営業外費用	781
支払利息	163
社債発行費	70
支払手数料	3
貸倒引当金繰入額	199
不動産賃貸費用	222
為替差損	60
その他	62
経常利益	17,461
特別利益	526
固定資産売却益	327
投資有価証券売却益	46
段階取得に係る差益	152
特別損失	841
固定資産除却損	6
投資有価証券評価損	753
その他	81
税金等調整前当期純利益	17,146
法人税、住民税及び事業税	5,031
法人税等調整額	△41
当期純利益	12,157
非支配株主に帰属する当期純利益	352
親会社株主に帰属する当期純利益	11,804

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	13,134	12,854	80,767	△8,850	97,906
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,732		△2,732
親会社株主に帰属する 当期純利益			11,804		11,804
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△1		59	58
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				2	2
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△123			△123
利益剰余金から 資本剰余金への振替		1	△1		－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△123	9,071	61	9,009
当連結会計年度期末残高	13,134	12,730	89,839	△8,789	106,916

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	11,603	△191	64	11,476	218	1,972	111,574
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,732
親会社株主に帰属する 当期純利益							11,804
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							58
持分法適用会社に対 する持分変動に伴う 自己株式の増減							2
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△123
利益剰余金から 資本剰余金への振替							—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	1,627	△168	696	2,154	9	1,736	3,900
連結会計年度中の変動額合計	1,627	△168	696	2,154	9	1,736	12,910
当連結会計年度期末残高	13,230	△360	760	13,630	228	3,708	124,484

計算書類

貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

	当事業年度		当事業年度
資産の部		負債の部	
流動資産	159,833	流動負債	104,355
現金預金	41,835	支払手形	10,407
受取手形	1,985	電子記録債務	24,075
電子記録債権	11,289	工事未払金	41,873
完成工事未収入金	94,878	短期借入金	3,140
未成工事支出金等	2,524	未払金	1,429
繰延税金資産	1,264	未払費用	4,473
未収入金	4,832	未払法人税等	1,548
立替金	937	未成工事受入金	5,996
その他	396	預り金	8,494
貸倒引当金	△111	役員賞与引当金	79
固定資産	69,389	完成工事補償引当金	664
有形固定資産	5,715	工事損失引当金	2,146
建物・構築物	2,540	その他	27
機械・運搬具	32	固定負債	16,060
工具器具・備品	900	社債	10,000
土地	2,202	長期未払金	27
建設仮勘定	39	繰延税金負債	5,786
無形固定資産	1,315	その他	245
投資その他の資産	62,358	負債合計	120,416
投資有価証券	38,065	純資産の部	
関係会社株式	14,648	株主資本	95,517
長期貸付金	1,513	資本金	13,134
破産更生債権等	61	資本剰余金	12,853
長期前払費用	98	資本準備金	12,853
前払年金費用	2,165	利益剰余金	78,144
差入保証金	2,230	利益準備金	3,283
保険積立金	4,431	その他利益剰余金	74,860
その他	361	配当平均積立金	656
貸倒引当金	△1,217	退職給与積立金	940
資産合計	229,223	別途積立金	42,878
		繰越利益剰余金	30,385
		自己株式	△8,615
		評価・換算差額等	13,061
		その他有価証券評価差額金	13,061
		新株予約権	228
		純資産合計	108,806
		負債純資産合計	229,223

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	当事業年度
完成工事高	217,474
完成工事原価	188,557
完成工事総利益	28,917
販売費及び一般管理費	15,347
営業利益	13,570
営業外収益	2,100
受取利息及び配当金	1,383
受取保険金・保険配当金	185
不動産賃貸料	483
その他	48
営業外費用	647
支払利息	59
社債発行費	70
支払手数料	3
不動産賃貸費用	222
貸倒引当金繰入額	201
その他	89
経常利益	15,023
特別利益	352
固定資産売却益	305
投資有価証券売却益	46
特別損失	973
固定資産除却損	4
関係会社株式評価損	921
その他	47
税引前当期純利益	14,402
法人税、住民税及び事業税	4,132
法人税等調整額	△36
当期純利益	10,306

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当事業年度期首残高	13,134	12,853	－	12,853
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△1	△1
利益剰余金から資本剰余金への振替			1	1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
当事業年度期末残高	13,134	12,853	－	12,853

	株主資本					
	利益剰余金					
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
配当平均積立金		退職給与積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当事業年度期首残高	3,283	656	940	42,878	22,812	70,571
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△2,732	△2,732
当期純利益					10,306	10,306
自己株式の取得						
自己株式の処分						
利益剰余金から資本剰余金への振替					△1	△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	7,572	7,572
当事業年度期末残高	3,283	656	940	42,878	30,385	78,144

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当事業年度期首残高	△8,674	87,885	11,461	218	99,565
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△2,732			△2,732
当期純利益		10,306			10,306
自己株式の取得	△1	△1			△1
自己株式の処分	60	58			58
利益剰余金から資本剰余金への振替		－			－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			1,599	9	1,609
事業年度中の変動額合計	58	7,631	1,599	9	9,241
当事業年度期末残高	△8,615	95,517	13,061	228	108,806

独立監査人の監査報告書

高砂熱学工業株式会社
取締役会 御中

2018年5月8日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	金塚 厚樹	㊞
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	木村 純一	㊞
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高砂熱学工業株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高砂熱学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

高砂熱学工業株式会社
取締役会 御中

2018年5月8日

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 金塚 厚樹 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 木村 純一 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高砂熱学工業株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第138期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査報告書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第138期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他のにおける審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月9日

高砂熱学工業株式会社 監査役会

常勤監査役	山本 幸利 ㊞
常勤監査役	近藤 邦弘 ㊞
社外監査役	伊藤 鉄男 ㊞
社外監査役	瀬山 雅博 ㊞
社外監査役	藤原 万喜夫 ㊞

以上

定時株主総会 会場ご案内図

日時

2018年6月26日(火曜日)午前10時
(受付開始 午前9時)

場所

東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館5階会議室



経団連会館 5 階会議室
東京メトロ「大手町」駅
C2b 出口直結



高砂熱学工業株式会社
Takasago Thermal Engineering Co., Ltd.

〒160-0022 東京都新宿区新宿六丁目27番30号
電話 03(6369)8212(代表) <https://www.tte-net.com>



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。

